

## USBメモリー紛失事案発生後の本市の対応について

令和4年6月21日に発生したUSBメモリー紛失事案(以下「本件事案」という。)に関して、本件事案発生後、同年11月28日付けの尼崎市USBメモリー紛失事案調査委員会の調査報告書(以下「本件調査報告書」という。)の受領前後に講じた再発防止策及びBIPROGY株式会社(以下「B社」という。)に対する本件事案に係る損害賠償請求の内容について、それぞれ次のとおり報告いたします。

### 1 本件事案発生後に講じた再発防止策

#### (1) 本件調査報告書受領前に講じた再発防止策(報告済)

項番	対応	対応詳細	
ハード面 1	サーバールームの入退室管理の強化	サーバールームへの事業者単独での入室を制限するとともにサーバールームの入退室管理に生体認証を導入した。 サーバールーム入室に必要なICカードの貸与依頼時に顔写真付き社員証等の写しの添付を義務付けた。	
ソフト面	2	通達の発出等	市長通達「個人情報の保護及び情報セキュリティの遵守について」を全所属向けに発信し、個人情報取り扱いに関して注意喚起した。
	3	再委託承認手続等の見直し	「再委託承認申請書」の提出の際に再委託先が業務を適正に履行することが分かる書類の添付を義務付けるとともに、当該申請書に受託者が再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うこと等の文言を追記した。
	4	委託業務に係るデータ消去等の義務付け	個人情報を取り扱う委託事業者に本市への「データ消去証明書」及び「(記憶媒体等の)廃棄証明書」の提出を義務付けた。
研修	5	課長級以上の全職員を対象としたリスクアセスメント研修の実施	本件事案を受け、課長級以上の全職員を対象とした業務委託時のリスクに関する研修を実施した。

(2) 本件調査報告書受領以後の再発防止策(令和4年度中に対応したもの)

項番	対応	対応詳細	
ハード面	1	サーバールーム内の監視カメラの増設	サーバールーム全域の監視及び記録ができるようにした。また、映像保存用データの記録容量を増やすとともに、保存期間の延長を行った。
	2	委託業務に係るファイル転送サービスの導入	委託事業者へのデータ送信について、USBメモリー等の外部記録媒体ではなく、新たに導入したクラウド上でのファイル転送サービスの利用を原則とするよう変更した。
ソフト面	3	個人情報を取り扱う業務委託契約に係る契約事務マニュアルの作成	契約事務マニュアル(情報システム関連業務委託編)を作成し、一括再委託の禁止を改めて明記したほか、受託者が再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負う旨の文言や個人情報等のデータの取り扱いについて、仕様書に記載すべきことなどを明記した。
	4	個人情報を取り扱う業務委託契約に係る個人情報取扱特記事項等の更新	(1) 特記事項に個人情報及びデータの受領、持ち出し、廃棄等の取扱方法を明記し、個人情報を取り扱う委託事業者に対して個人情報の適切な取り扱いの徹底を求めた。 (2) 契約締結時に委託事業者が本市へ提出する誓約書をチェックリスト形式に変更した。
	5	情報セキュリティポリシーの改訂及び情報セキュリティハンドブックの作成等	尼崎市情報セキュリティ対策基準及び各課が定める情報セキュリティ実施手順のひな形を改訂した。対策基準の内容を分かりやすくまとめたハンドブックを作成し、職員全員が内容を十分に把握できるよう研修で周知した。また、新規採用者向けの研修では印刷したものを全員に配布した。
	6	「尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例」への個人情報の適正な取り扱いに関する規定の設置	尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年4月1日施行)に個人情報の適正な取り扱いに関する市及び市長の責務について本市独自規定を定めた。
研修	7	全職員を対象とした情報セキュリティ研修の実施	e-ラーニングにより本件事案の問題点や情報セキュリティポリシーの内容などを学習後、確認テストを実施し、間違った問題の回答を示すなど理解度の向上を図った。
	8	全職員を対象とした新個人情報保護制度に係る研修の実施	改正個人情報保護法(令和5年4月1日施行)に規定される安全管理措置、国のガイドライン、本市の情報セキュリティ対策、契約事務について、根拠及び関連性を職員が認識し、実務において事務処理誤りが起こることのないよう、意識向上を図った。

(3) 本件調査報告書受領以後の再発防止策(令和5年度に対応するもの)

項番	対応	対応詳細	
ソ フ ト 面	1	情報セキュリティ監査(外部監査・内部監査)の充実	情報政策課(現デジタル推進課)が実施していた情報セキュリティ監査について、情報セキュリティに関する専門的な知見、経験をもつ第三者による監査を実施する。ただし、全てのシステムを1年間で外部監査することは困難なため、5年間で一巡とする。併せて、職員による内部監査を実施し、毎年全システムが何らかの監査を受けることとした。
	2	サーバールームの入退出管理の更なる厳格化	令和4年度中に実施した対策に加え、事前申請無しではサーバールームへ入室させないなど、更なる厳格化を図った。
	3	CIO(最高情報統括責任者)の新設	国が自治体に求める「DX推進計画」に基づき、総務局を担当する副市長をCIO(最高情報統括責任者)とした。 ※既設のCISO(最高情報セキュリティ責任者)と兼務
	4	情報に係る専門職(CIO補佐官兼CISO補佐官)の任用及び情報セキュリティ部門の体制の強化	情報に係る専門職を令和5年度上半期のできるだけ早い時期に任用する。 デジタル推進課に職員3名を増員し、新たに「情報セキュリティ担当(係)」を設置し、外部監査の事業者選定等について、鋭意準備を進める。
	5	情報セキュリティポリシーの再改訂等	情報に係る専門職(CIO補佐官兼CISO補佐官)の知見を得ながら、令和4年度末に改訂した情報セキュリティポリシーを再改訂し、最新の国のガイドラインを盛り込んだものとするほか、情報セキュリティ推進計画の策定、情報セキュリティにも強いデジタル人材の育成計画の策定を実施する。
研 修	6	情報セキュリティ研修の充実	e-ラーニングにより毎年全職員向けの研修を実施する。研修内容については、より効果的なものとするべく現在検討している。 各課向けの研修については、回数の増加や研修形式の見直しを現在検討している。なお、この研修には、委託事業者における従事者や派遣従事者も参加してもらうこととする。

## 2 B社に対する損害賠償請求(方針)

本件調査報告書及び令和4年12月12日付けのB社第三者委員会の調査報告書を受けて、これらの調査報告書の内容の確認、B社に対する損害賠償請求に係る経費についての調査、本市顧問弁護士への相談などを行ってきました。

そうしたことを踏まえ、B社に対する損害賠償請求の内容などについて、次のとおりとします。

### (1) 結論

ア 本件事案の発生により、本市において行った様々な対応に係る損害(有形損害)が生じたと認められるため、当該損害の全額について賠償を請求します。

※全庁照会を行い、損害額を確定したものです。

イ 本件事案の発生による本市の信用の毀損その他の損害(無形損害)については、損害額の算定が極めて困難であり、当該損害の賠償は請求しません。

### (2) 有形損害(損害賠償請求金額)

29,501,005 円

【内訳】 ア 市報あまがさき臨時号発行に伴う事務経費	2,641,188 円
イ 尼崎市USBメモリー紛失事案調査委員会に要した経費	24,807,534 円
ウ 本件事案に伴う本市職員の時間外勤務手当	2,052,283 円

### (3) 無形損害

法人である地方公共団体の無形損害については、明確な基準がないため、損害額の算定は極めて困難である。

※地方公共団体の無形損害を認めた裁判例は見当たらない。

※本市顧問弁護士の見解

地方公共団体の社会的評価は種々の要因によって大きく左右されるものであり、USBメモリーの紛失のみをもって無形損害があったとすることは極めて難しい。

以 上